

添付書類一覧表（任意継続被保険者用）

- ①任意継続後に新たに被扶養者を追加する場合に、この一覧表をご確認ください。被扶養者異動届と一緒に、下記一覧表より該当する添付書類のご提出が必要です。
- ②A～Eのうち、該当するところをすべてご確認ください、対象の添付書類をご用意ください。（※項目に該当しない場合は添付不要です）
- ③被扶養者の状況をご確認いただき、該当する添付書類をすべてご用意ください。（※項目に該当しない場合は添付不要です）
- ④書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の記名がされた日本語の翻訳文をご添付ください。
- ⑤添付いただく公的書類は、被扶養者異動届の提出日から、原則として3か月以内に発行されたものをご提出ください。
- ③添付書類はコピーをご提出ください。

A.共通

被扶養者の状況		必要な添付書類
被扶養者全員必要(大学生以下は不要) ※「大学生以下」とは、夜間・通信制を除く大学生・専門学生・短大生・高校生、中学生、小学生、未就学児をいいます。なお大学院生は「大学生以下」には含まれません。		被扶養者現況表
2	別居の場合	送金証明、被扶養者申請に係る申立書(別居用)、対象者と同居する家族のうち「大学生以下」を除く全員の所得証明書、別居先の住民票(世帯全員が記載のもの) ※別冊「被扶養者の手続き」をご確認ください
3	大学生、短大生、高校生の場合	学生証、または在学証明書
4	(1月～5月の申請) 前々年1月以降、ずっと無収入 (6月～12月の申請) 前年1月以降、ずっと無収入	所得証明書または課税証明書(発行できない場合は、非課税証明書で可)
5	雇用保険に未加入 自己都合退職で失業給付の 待機・給付制限期間中 (1月～5月の申請) 前々年1月以降に退職している (6月～12月の申請) 前年1月以降に退職している	退職・派遣登録抹消証明書(※TJKホームページよりダウンロード) ※退職した会社で記載されたもの
6		雇用保険受給資格者証
7		雇用保険資格喪失確認通知または離職票1、2(写)
8		「受給終了」の記載がある雇用保険受給資格証(写)または雇用保険受給資格通知
9	※直近の所得証明書に給与収入が 載っている場合	受給延長通知 ※但し、出産予定の方に関して離職後1ヶ月以内の申請に限り、離職票1、2(写)と母子手帳(写)にて対応可
10	受給期間延長	
11	公務員等で雇用保険の適用がない場合	辞令
12	パート・アルバイト等で就労中の場合	雇用条件証明書(※TJKホームページよりダウンロード)
13	年金・恩給 受給中	受給中
14		年金振込通知書 ※直近で発行されており、現在の受給金額が確認できるもの
15	申請中・これから受給予定	年金見込額照会回答票
16	自営業・個人事業主・不動産・配当所得等(給与・年金以外)	直近2年分の確定申告書および青色申告決算書(損益計算書)の写し ※別冊「被扶養者の手続き」をご確認ください
17	自営業を廃業した場合	廃業届の写し または 直近1年分の確定申告書 + 被扶養者申請にかかる申立書(自営業者用)
18	被保険者と苗字が異なる方	被保険者との続柄が確認出来る書類(戸籍謄本や住民票等)
19	任意継続被保険者として健康保険組合に加入していたが、その資格を喪失した場合	任意継続被保険者資格喪失通知
20	傷病手当金、出産手当金等の給付金の受給が終了した場合	受給終了が確認できる通知書等(出産手当金の場合は出産日が確認できれば添付不要)
21	他の健康保険組合の被保険者(被扶養者)資格を喪失(削除)した場合	資格喪失証明書
22	同居により扶養を開始した場合	同居確認できる世帯全員の住民票
23	特別養護老人ホーム等の施設に入所の場合	入所に必要な費用を被保険者が負担していることが確認できる書類
24	転職による収入低下	離職票1,2写しまたは退職証明書 + 雇用条件証明書(※TJKホームページよりダウンロード)
25	契約変更による収入低下	資格喪失証明書 + 雇用条件証明書(※TJKホームページよりダウンロード)
26	日本国籍を有しない来日した家族を申請する場合	在留カードまたは住民票(在留資格記載)
27	海外へ居住している (例外要件に該当している) ※非該当の場合は認定不可	①外国において留学をする学生
28		ビザの写しまたは学生証の写し等 ※日本語以外の場合は和訳を添付
29		②外国に赴任する被保険者に同行する者
30		ビザの写しまたは海外赴任辞令の写し等 ※日本語以外の場合は和訳を添付
31	③観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で、一時的に海外に渡航する者	
32	④被保険者が海外に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者	
33	出生証明または婚姻証明等の写し ※日本語以外の場合は和訳を添付	
34	⑤①から④までに掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	
35	※TJKにて個別に判断	
36	扶養者の変更 (※夫婦共同扶養の場合は「他の家族」を「配偶者」と読み替える)	①被保険者(本人)の契約変更により扶養者を変更する場合
37		被保険者(本人)の雇用条件証明書(※TJKホームページよりダウンロード) + 他の家族の収入確認書類(源泉徴収票、所得証明書、雇用条件証明書、確定申告書 等)
38		②他の家族の契約変更により扶養者を変更する場合
39		他の家族の雇用条件証明書(※TJKホームページよりダウンロード) ※被保険者(本人)の収入確認書類は不要です。
40	③他の家族の退職により扶養者を変更する場合	
41	他の家族の退職確認書類(離職票1・2、退職派遣登録抹消証明書 等)	
42	④他の家族の死亡により扶養者を変更する場合	
43	資格喪失証明書 ※死亡診断書等の死亡日が確認できる書類でも可	

B.子のみ

被扶養者の状況		必要な添付書類
36	出生した場合	配偶者の収入確認書類(源泉徴収票、所得証明書、雇用条件証明書、確定申告書の写し等) ※配偶者がいない場合には住民票(世帯全員) ※配偶者が既に被保険者の被扶養者となっている場合は添付不要です。
37	被保険者(本人)の収入が配偶者の収入を上回った(退職した)ことによる扶養者の変更	配偶者の収入確認書類(源泉徴収票、所得証明書、雇用条件証明書、確定申告書の写し等)または、退職確認書類(離職票1,2、退職証明書等)
38	配偶者の連れ子	住民票+配偶者の収入確認書類(源泉徴収票、所得証明書、雇用条件証明書、確定申告書の写し等) ※配偶者が既に被保険者の被扶養者となっている場合は添付不要です。

C.父または母

被扶養者の状況		必要な添付書類
39	状況にかかわらず必要	所得証明書または課税証明書(発行できない場合は、非課税証明書で可)
40	父母どちらか一方の申請時、もう一方が健在の場合	扶養申請しない父または母の所得証明書 ※父母の一方が別居して生計関係がない場合は添付不要です。 ※父母の一方が既に被保険者の被扶養者となっている場合は添付不要です。

D.兄弟姉妹、孫、伯父母叔父母、甥、姪、養父母

被扶養者の状況		必要な添付書類
41	状況にかかわらず必要(ただし、大学生以下(専門学生、短大生含む)は不要)	所得証明書または課税証明書(発行できない場合は、非課税証明書で可)
42	対象者の父母が健在の場合 ※対象者と父母が別居している場合は添付不要	父母の所得証明書 ※対象者と別居して生計関係がない場合は添付不要です。 ※対象者の父母が既に被保険者の被扶養者となっている場合は添付不要です。
43	対象者の配偶者が健在の場合	配偶者の所得証明書 ※対象者と別居して生計関係がない場合は添付不要です。 ※対象者の配偶者が既に被保険者の被扶養者となっている場合は添付不要です。

E.その他

被扶養者の状況		必要な添付書類
44	内縁関係である場合	世帯が一緒の住民票+夫婦それぞれの戸籍謄本 ※住民票の続柄が「未届の妻」「未届の夫」の場合、戸籍謄本は不要
45	対象者が、配偶者、父、母、祖父母、子、兄弟姉妹、孫以外の場合	同居確認できる世帯全員の住民票(続柄記載されているもの)